

令和 年 月 日

寝屋川市緊急通報装置利用申請書

寢屋川市長 様

別紙の項目に誓約・同意の上、寝屋川市緊急通報装置利用の申請をします。

利用 者 名	フリガナ	電話番号1	072ー		
		電話番号2			
住 所	寝屋川市	生年月日	明・大・昭	年	月 日()歳
	〔建物名〕 ()階	身障手帳	有 (No.)・無		
申 請 理 由		同居者名			
		同居者の 生年月日	明・大・昭	年	月 日
回 線	☐ NTTのアナログ回線 ☐ NTTのアナログ回線以外				

(家族・親族) 合鍵を預けられていたら合鍵欄に○を記入 (空欄可)

氏名	住 所	続 柄	電話番号	合 鍵

(協力員) ※近隣又は同一町内の方が望ましい。合鍵を預けられていたら合鍵欄に○を記入 (空欄可)

氏名	住 所	続 柄	電話番号	合 鍵

【申請後の手続きについて】

申請が承認されると、決定通知書と振込用紙が送られます。お振込み日から約2週間ほどで、業者から電話連絡があり、設置日の調整を行います。本人以外への送付、連絡をご希望の場合は、以下の欄に記入してください。 ※指定がない場合は本人に送付、連絡します。

氏名 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____

- ☐ 決定通知書および振込用紙の送付先にする
 ☐ 業者からの日程調整連絡先にする
- ☐ 上記の両方に使用する

身体状況等確認表

緊急通報システムを設置するにあたり以下の質問に回答してください。（なお回答は○印でおこなってください。）

	質 問	回 答
1	緊急通報システムの設置を希望しますか。	1. はい 2. いいえ
2	過去に発作等を起こしたことがありますか。	1. はい 2. いいえ
3	現在病院等に通院していますか。	1. はい 2. いいえ
4	現在身体上でなにか不安なことがありますか。	1. はい 2. いいえ
5	食欲がありますか。	1. はい 2. いいえ
6	耳は良く聞こえますか。	1. 聞こえる 2. あまり聞こえない
7	目は良く見えますか。	1. 見える 2. あまり見えない
8	身内(家族・親族)が近くに住んでいますか。	1. 住んでる 2. 住んでいない
9	身内(家族・親族)との交流がありますか。	1. ある 2. ない
10	近所・地域での交流がありますか。	1. ある 2. ない
11	気軽に相談等のできる人がいますか。	1. いる 2. いない
12	一人で外出は可能ですか。	1. 可能 2. 不可能
13	介護保険の要介護認定を受けていますか。	1. はい 2. いいえ
14	上の質問で「はい」と応えたかたの要介護度は。	要支援 ・ 要介護(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)
その他に何かございましたらお書き下さい。		

(かかりつけの医療機関)

※緊急時の救急車での希望搬送先ではありません。（空欄可）

医療機関名

住所

主な病名

電話

寝屋川市緊急通報装置利用に係る誓約・同意事項

1. 緊急通報装置を丁寧に扱い、壊さないように注意します。
2. 緊急通報装置に異常があるとき、または住所や身分等に異動があるときはすぐに届けます。
3. 家族との同居等で緊急通報装置を必要としなくなったとき、または市外に転出等、貸与対象に該当しなくなったときは、当該機器をすぐに返還します。
4. 緊急通報装置の設置または撤去にあたって生じた家屋の破損や原状回復費用等については寝屋川市及び受託事業者に賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
5. 必要なとき以外は緊急通報及び相談装置を使いません。
6. 緊急通報及び相談通報を行ったとき、必要に応じて消防署員及び寝屋川市職員等の関係者（以下「関係者」という。）が自宅に立ち入ることを認めます。
7. 前項により自宅に立ち入りをを行ったとき、自宅等の一部に破損等が生じてても関係者に賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
8. 6項による自宅への立ち入りの結果、病院等に搬送されたとき、無人となった自宅に対する管理責任を関係者に問わず、管理責任も求めません。
9. 緊急通報装置の権利及び機器を、勝手に貸与または売却しません。
10. 緊急通報装置について、故意過失により紛失や毀損した場合の弁済費用を負担します。
11. 緊急通報装置の利用にあたって、N T Tアナログ回線以外の電話回線を利用したことにより発生した不具合に起因する苦情及び損害賠償の請求について、寝屋川市及び寝屋川市がこの事業を委託する事業者に対し、申し立てません。
12. 市が、寝屋川市緊急通報装置を利用するために必要となる心身の状況、家庭の環境、申請の内容及び搬送先等の情報を収集し、必要に応じて当該情報を関係機関、サービス提供事業者間で共有することを認めます。
13. 各項目に定める事項に同意し適切な使用を心がけ、寝屋川市、関係機関、及び受託事業者に対し、いかなる損害賠償も申し立てません。

※この別紙は申請書からはずして手元で保管してください。

緊急通報装置の申請後の流れについて

1. 申請受付 → 利用要件の確認 → 決定（却下）
2. 1～9日までに申請された方は当月下旬、10日～月末までに申請された方は翌月下旬に決定通知書、納入通知書（振込用紙）、利用可能な金融機関の一覧が届きます。
3. 納入通知書で利用料（2,000円）をお支払いください。
※ 郵便局、コンビニでの支払いはできません。
4. 入金確認後（7日～10日かかります）市役所から業者に連絡します。
5. 業者から利用者に電話で連絡し、設置工事の日程調整を行います。
6. 当日、設置業者が設置に伺います。

自己負担でご利用の方

1. 預金口座振替届出書（複写式、ご案内＋4枚1組の5枚）をお送りします。ご記入のうえ、同封の返信用封筒で業者までご返送ください。（2,000円の支払いはありません）
2. 封筒が業者に到着後、業者から利用者に電話で連絡し、設置工事の日程調整を行います。
3. 当日、設置業者が設置に伺います。

自己負担の方の利用料引き落としについて

利用料の引き落としは、利用月の翌月から始まります。引き落とし日は毎月28日です。口座登録の状況により、初月分と翌月分が翌々月28日に合わせて引き落とされる場合があります。初月は初期費用のみかかります。月額利用料はかかりません。

例）4月利用開始の場合の費用と引き落とし日

利用月	固定型費用	コードレス型費用	請求日
4月	11,000円	11,000円	5月28日
5月	1,320円	2,530円	6月28日
6月	1,320円	2,530円	7月28日

※ 28日が休日の場合は翌営業日に引き落とされます。

※ 月途中の利用開始や終了に伴う日割りは適用されません。